

定 款

アイカ工業株式会社

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社はアイカ工業株式会社と称し、
英文では Aica Kogyo Company, Limited と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 合成樹脂化学製品ならびに薬品の製造販売
2. 窯業土石工業製品の製造販売
3. 紙類の製造、加工およびその販売
4. 諸機械、内燃機関、車輌および各その部品の製造販売ならびに修理
5. 建築工事の設計、施工、請負ならびに住宅機器、家具および建築材料の製造販売
6. 防水工事、塗装工事の請負
7. プリント配線基板およびその付属部品の製造販売
8. 特殊陶磁器製の電子機械部品の製造販売
9. 家庭用電気機器、業務用電気機器およびガス機器の製造販売
10. 電子制御機器およびコンピューター図形処理システムの設計、製作、ソフトウェアの開発ならびに製造販売
11. 肝油入食品、藻類入食品、酵素入食品および食品添加物の製造販売ならびに食品の販売
12. 飼料および飼料添加物の製造販売
13. 医薬品、医薬部外品、医療器具、化粧品およびその原材料の製造販売
14. 室内装飾品および日用品雑貨の販売
15. 不動産の賃貸および管理
16. 他産業に対する投資
17. そのほか前各号に関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は本店を愛知県清須市に置く。

(機 関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会
(2) 監査等委員会
(3) 会計監査人

(公告方法)

- 第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。
ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすること
ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

- 第6条 当会社の発行可能株式総数は、1億1,657万7,000株とする。

(自己の株式の取得)

- 第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

- 第8条 当会社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株式についての権利)

- 第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
 - (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買い増し)

- 第10条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

- 第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

(株式取扱規程)

第12条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招 集)

第13条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集する。

(招 集 地)

第14条 当会社の株主総会は、本店所在地またはその隣接地において招集する。

(定時株主総会の基準日)

第15条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第16条 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集する。

② 株主総会の議長には、取締役会においてあらかじめ定めた取締役があたる。

(招集権者および議長の順序)

第17条 前条の取締役に欠員または事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

(決議の方法)

第18条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第19条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第20条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議事録)

第21条 株主総会の議事については、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載または記録して会社に備え置くものとする。

第4章 取締役および取締役会

(員数および選任)

第22条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、12名以内とする。

- ② 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。
③ 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。
④ 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
⑤ 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第23条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとする。
④ 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役および取締役会長)

第24条 取締役会は、その決議により取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

② 取締役会は、その決議により取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長1名を定めることができる。

(役付執行役員および執行役員)

第25条 取締役会は、その決議により役付執行役員および執行役員を定めることができる。

② 役付執行役員および執行役員に関する事項は、取締役会において定める執行役員規定による。

(相談役)

第26条 取締役会において必要と認めたときは、相談役をおくことができる。

(取締役会の招集)

第27条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。

② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議)

第28条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第29条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第30条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任する事ができる。

(取締役の報酬等)

第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(社外取締役の責任免除)

第32条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。

ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第33条 監査等委員会は、その決議により監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集)

第34条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の3日前までに発するものとする。

ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。

② 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議)

第35条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第36条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がなされないとときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第7章 計 算

(事業年度)

第38条 当会社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第39条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第40条 当会社は、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議によって、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第41条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないとときは、当会社はその支払義務を免れる。

②前項の配当財産には利息をつけない。

附則

(社外監査役の責任免除に関する経過措置)

第120回定期株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定期株主総会の決議による変更前の定款第37条の定めるところによる。

2009年6月23日改正

2016年6月23日改正

2018年6月22日改正

2020年6月23日改正